

# 消費生活センターだより

第137号  
令和8年3月

## 詐欺的な悪質通販サイトに注意！

### ～OOPayで返金のはずが送金に！？～



返金になってる！？

#### 【事例】

・SNSの広告でブランドのサングラスが安く販売されているサイトを見つけた。広告からサイトのSNSに友達登録し、OOPayで支払いをした。しかし、欠品しているため代替品か返金を選択するよう連絡があった。返金を希望したところ、OOPayで返金するので指示通り操作するよう言われた。操作の送金段階で、又自分が販売会社に送金する事になっている事に気づき、途中で取消した。警察とOOPay運用会社には相談済みだが、最初に送金した商品代金を返金して欲しい。

#### ～注意点～

- 1 サイトのURLが公式サイトと異なり、日本語の表現が不自然な部分がある。
- 2 大幅に値引きされている。
- 3 事業者名、所在地、電話番号が記載されていない。
- 4 支払方法が個人名の銀行口座だったり、前払いの銀行振込に限定されている。
- 5 OOPayのようなコード決済で返金の手続きを指示される。

#### ～アドバイス～

- ・悪質通販サイトは海外サイトの場合が多く、被害回復や取り締まりが困難です。
- ・トラブルに遭った場合は、支払いに利用したクレジット会社や金融機関等に早めに相談するとともに、最寄りの警察にも相談しましょう。不安に思った場合や対処法に困った場合は消費生活センターに相談しましょう。
- ・通常は、利用した店舗がキャンセル手続きを行う事で返金されるので消費者が手続きする必要はありません。消費者自身が操作していると、コード決済事業者の利用規約で補償が受けられない場合があります。
- ・不明な点や不審な点はOOPay運用会社の相談窓口にお問い合わせください。

**消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》**

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019